

宇部市障害者相談支援事業者募集要項

令和6年1月

宇部市健康福祉部 障害福祉課

目 次

1	募集の目的	1
2	募集する相談支援事業者における 専門的な知識・資格及び予定数	1
3	実施場所	1
4	事業実施期間	1
5	事業者が行う事業と業務	1
6	予定運営委託料	1
7	優先交渉権者の選定について	2
8	審査基準	2
9	スケジュール等	3
10	応募資格	4
11	応募書類等	4
12	応募書類等の提出	4
13	応募にあたっての留意事項	5
14	様式	5
15	問い合わせ先	5

宇部市障害者相談支援事業者募集要項

宇部市では、障害者等の地域における生活を支援する相談支援事業を推進するため、宇部市障害者相談支援事業者を次のとおり募集します。

1 募集の目的

障害者等の自立と社会参加の促進を図るため、専門的な知識を持つ支援員（コーディネーター）を中心に、地域生活支援拠点等における相談支援及び地域活動支援を実施できる事業者を広く募集します。

2 募集する相談支援事業者における専門的な知識・資格及び予定数

身体・知的・精神の障害のほか、発達障害や高齢障害も含めた幅広い知識を有しており、専門的な資格をもつ相談員が所属する社会福祉法人とし、募集予定数は1法人とします。

3 実施場所

実施場所については、市と事業者で改めて協議することとします。

4 事業実施期間

令和6年4月1日から令和9年3月31日まで（3年間）

なお、事業者が必要な指示に従わないときその他事業を継続することが適当でないと認めるときは、その事業を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

5 事業者が行う事業と業務

宇部市障害者相談支援事業実施要綱に基づく事業とします。

【詳細は宇部市障害者相談支援事業仕様書を参照】

6 運営委託料

(1) 受託者に対し、契約期間中に市が払う委託料の上限額は次のとおりとします。

委託料上限額(3年間): 金30,851,022円(消費税及び地方消費税含む)

(2) 委託料の支払等

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、支払時期、方法については、受託者と協議の上契約書等で定めるものとします。

7 優先交渉権者の選定について

(1) 優先交渉権者の選定方法

別に定める選定委員会において、提出された応募書類及びプレゼンテーションにより、審査及び評価を行い、市が優先交渉権者を決定します。

なお、審査基準はP. 2 「8 審査基準」のとおりです。

(2) 選定結果等の通知及び公表

選定結果等は、優先交渉権者決定後速やかに発表し、応募者に対して通知します。

8 審査基準

評価項目	主な評価ポイント	配点
基本方針	相談支援事業の役割を理解した運営方針	10点
事業計画	障害者等からの相談に対する支援体制 (休日・夜間体制(24時間体制を含む))	20点
	計画相談事業所等へのスキルアップのための取組	10点
	地域・関係機関と連携した取組	10点
	人権やプライバシーの保護、個人情報保護のための具体的な取組内容	10点
	適正な苦情処理体制の整備	5点
職員配置	専門性のある職員の配置(要綱に定められた資格、相談支援の経験)	10点
その他	その他、特筆すべき事項	5点
法人について	相談支援事業を運営する法人の安定性	10点
	収支予算書の内容の妥当性(年度ごと)	10点
合計		100点

9 スケジュール等

(1) 全体のスケジュール

- ① 募集期間 令和6年1月10日（水）から令和6年2月5日（月）まで
- ② 質問の受付 令和6年1月15日（月）から令和6年1月26日（金）まで
- ③ 事業所の選定 令和6年2月下旬頃
- ④ 決定・公表 令和6年3月上旬頃
- ⑤ 契約締結 令和6年4月1日（月）

(2) 募集要項等の配布

- ① 配布期間 令和6年1月10日（水）から令和6年2月5日（月）まで
- ② 配布時間 午前9時から午後5時まで
※土曜日、日曜日及び祝日は除く。
- ③ 配布場所 P.5「15 問い合わせ先」に同じ
※市ウェブサイトからもダウンロードできます。
- ④ 配布書類 P.4「11 応募書類等」に同じ

(3) 質問の受付

募集に関する質問を下記のとおり受け付けます。

- ① 受付期間 令和6年1月15日（月）から令和6年1月26日（金）まで
- ② 受付方法 応募質問票（様式第5号）をメールにより提出
- ③ 提出する際の件名は「宇部市障害者相談支援事業応募質問票の提出」とすること。
- ④ 提出先 P.5「15 問い合わせ先」に同じ
- ⑤ 回答方法 市ウェブサイトで公開します。ただし、質問者名は非公開とします。

(4) 選定について

- ① 日 時 令和6年2月下旬頃
- ② 審査方法 書類審査及びプレゼンテーション
- ③ 審査基準 P.2「8 審査基準」のとおり
- ④ その他 詳細は別途通知します。

(5) 決定・公表 令和6年3月上旬頃

(6) 契約締結 令和6年4月1日（月）

10 応募資格

次の要件を満たす宇部市内に事業所を有する法人とします。

- (1) 指定特定相談支援事業者及び指定一般相談支援事業者の指定を受けていること。
- (2) 事業運営を直接行う者であること。
- (3) 指定実施場所での事業の実施が見込めること。
- (4) 法人又はその代表者が、次に該当しないこと。
 - ① 法律行為を行う能力を有しない者
 - ② 破産者で復権を得ない者
 - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により、本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
 - ④ 事業の実施を委託とみなした場合に、地方自治法（昭和22年法律第67号）第92

条の2（議員の兼業禁止、第142条（長の兼業禁止）（同条を準用する場合を含む。）
又は第180条の5第6項（委員の兼業禁止）の規定に抵触することとなる者

- ⑤ 国税、県税、市税（個人市県民税を含む。）を滞納している者
 - ⑥ 政治団体、宗教団体
 - ⑦ 役員等（応募しようとする者が法人であるときはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいい、応募しようとする者が複数の者から構成されるときは当該構成される個人、団体の代表者又は法人の当該役員若しくは代表者をいう。以下「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき
 - ⑧ 暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき
 - ⑨ 役員等が暴力団若しくは暴力団員に対し資金等を供給し、若しくは便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していると認められるとき
- (5) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制下でない法人等であること。

11 応募書類等

(1) 提出書類

- ① 宇部市障害者相談支援事業者応募申請書（様式第1号）
- ② 事業計画書（様式第2号）
- ③ 収支予算書（様式第3号）
- ④ 法人概要書（様式第4号）
- ⑤ 法人及び代表者の国税、県税、市税の滞納がないことを証する証明

12 応募書類等の提出

(1) 提出期間

令和6年1月10日（水）から令和6年2月5日（月）午前9時から午後5時まで
（持参、郵送ともに、提出期間内に提出先に到着したものに限り。）

※土曜日、日曜日及び祝日は除く。

(2) 提出部数

正本1部及び副本5部（副本は複写可）

(3) 提出先

P.5 「15 問い合わせ先」に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

(5) 作成要領

用紙サイズはA4とし左綴じとすること。

13 応募にあたっての留意事項

(1) 応募の辞退

応募書類を提出した後に辞退する際には、辞退届（様式第6号）を提出すること。

(2) 費用負担

応募に関する費用の一切は応募者の負担とします。

(3) 提出書類の取扱

提出された申請書等の書類は、返却しません。また、提出書類の全部または一部を公開することがあります。

(4) 申請後の無効又は失格

提出書類に虚偽の記載があった場合や応募資格を満たさない場合は、申請が無効又は失格となる事があります。

14 様式

(1) 宇部市障害者相談支援事業者応募申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) 収支予算書（様式第3号）

(4) 法人概要書（様式第4号）

(5) 応募質問票（様式第5号）

(6) 辞退届（様式第6号）

15 問い合わせ先

宇部市健康福祉部 障害福祉課 支援係

〒755-8601 宇部市常盤町一丁目7番1号

電話：0836-34-8523 FAX：0836-22-6052

メールアドレス：syou-fuku@city.ube.yamaguchi.jp

※メールの件名は「宇部市障害者相談支援事業応募関係書類」としてください。